

高齢者虐待防止に関する指針

大分県厚生連介護保険支援センターつるみ

1. 高齢者虐待防止に関する基本方針

大分県厚生連介護保険支援センターつるみ（以下「事業所」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であり、犯罪行為であると認識し「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の理念に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため必要な措置を講じる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

本指針において虐待とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき義務を著しく怠ること
③ 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること
⑤ 経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 高齢者虐待防止に向けた体制整備

虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止委員会」（以下、委員会という。）を設置する。なお、同委員会は、同一施設内である「介護老人保健施設シェモア鶴見」と共同で行うことができるものとする。

（1）委員会の構成員

委員長（高齢者虐待防止の担当者）は管理者が務め、委員会の運営と指導を行う。

委員は事業所に所属する全ての職員とする。

（2）委員会の開催頻度

委員会は、定期的（年 1 回以上）かつ、虐待事案発生時等必要なときに開催する。

（3）他の会議体との一体的な設置・運営

効率的な運営を目的として、他の会議と一体的に委員会を開催することができる。

（5）協議事項

委員会は以下の事項について協議するものとする。

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備及び改訂に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下、虐待等という。）の相談や報告に関する受付体制の整備に関すること
- ⑤ 虐待等を把握した際に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われる体制の整備に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その原因分析等から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者虐待防止のための職員研修

研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。なお、同研修は、同一施設内である「介護老人保健施設シェモア鶴見」と共同で行うことができるものとする。

- (1) 新規採用者に対する研修 新規採用時
- (2) 定期的研修 年1回以上
- (3) 実施した研修の日時、出席者、実施内容（研修資料）を記録し保管する
- (4) 事業所外部で開催される研修へ積極的に参加する

5. 虐待等が発生又はその疑いがある場合の相談・報告体制

- (1) 相談窓口は、高齢者虐待防止の担当者とする。
- (2) 報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報保護に配慮しながら適切に管理する。また、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談及び報告された内容に応じて、本指針に則り適切かつ速やかに対応する。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合、高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、速やかに地域包括支援センターに通報する。
- (2) 緊急性が高いと判断される場合は、行政機関等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先に対応する。
- (3) 虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援が必要な可能性があることを認識し、虐待の背景にある要因を考慮しながら適切な支援を検討する。
- (4) 虐待者が職員であった場合は、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案の発生原因を検証する。また、発生した原因の除去と再発防止策を作成し、関係者間で情報の共有を図る。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 指針の閲覧

当指針は、事業所内への掲示やホームページ等に公表し、利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則 本指針は、令和7年11月1日から施行する。